

全日本還暦軟式野球連盟細則

(名称)

第1条 本細則を「全日本還暦軟式野球連盟細則」と称し、連盟規約に取り決めの無い事項について規定する。

(目的)

第2条 本細則は、連盟運営の円滑を図ることを目的とする。

(登録)

第3条 規約第6条、還暦・古希の両方に登録する場合、同一都道府県とする。

また、選手の移籍については、シーズンオフに相互のチーム間の同意に基づいて行うものとし、シーズン中に於ける移籍は認めない。

登録及び登録料の納入も、各都道府県理事を経由して一括登録する。

全軟連への登録料については、本連盟において一括納入する。

(出場資格)

第4条 本連盟が主催する全日本還暦選手権大会・全日本選抜還暦大会及び全日本古希大会（以下、全日本3大会と言う）並びに東日本還暦・古希大会・西日本還暦古希大会、取り決められた地区ブロックの還暦・古希大会についての出場資格は、年度登録の完了したチーム及び選手に限るものとする。

(推薦枠)

第5条 全還連主催大会の推薦枠配分は、全国都道府県に加盟登録された全チームを、連盟規約第5条のブロック別、または都道府県別に振り分け、大会推薦規模数に応じて割合配分とする。

2 各ブロックにおいて、割合配分数に満たない場合は、主管開催連盟を統括するブロックにおいて補填する。

(優先推薦枠)

第6条 全日本3大会において優勝・準優勝のチームは、次年度同大会に優先出場（別枠扱い）とし、該当する都道府県の連盟に在っては、出場を配慮することとする。この場合、第5条の推薦枠配分総数は、優先推薦の2チーム分を減じた枠数とする。

2 全日本大会の主管開催連盟には、1チーム分の優先推薦を付与する。この場合第5条の推薦枠配分総数は、1チーム分を減じた枠数とする。

(推薦手続)

第7条 全還連主催大会の推薦チーム決定手続きは、次の通りとする。

- (1) 主管大会連盟本部は、当該ブロックの常任理事に推薦チームの要請を行う。
- (2) 当該ブロックの常任理事は、管轄する都道府県理事に推薦チームの要請を行い集約し、主管大会本部に通知する。
- (3) 当該都道府県理事は、当該ブロックの常任理事の要請に従い推薦するチームを定め推薦書を所轄の常任理事に提出する。
- (4) 主管大会本部は推薦された出場チームに大会実施要項、その他の書類を配布する。
- (5) 出場推薦を得たチームは、大会申込書等必要とする書類を大会実施要項に従い提出するものとし、連盟に在っては、出場資格について厳正に審査し、最終決定する。
- (6) 全日本大会の内、還暦の選手権大会と選抜大会には、同年中に限り重複して出場することは出来ない。

(棄権防止)

第8条 大会にエントリー後の棄権は認めないものとし、もしこのような事態が生じた場合には、所轄連盟及び当該ブロック常任理事に連絡すると共に主管大会本部へ速やかに報告する。原則として当該チームは次回大会の出場は認められないこととする。(不可抗力の場合は除く。)既に納付済の大会参加料の返金はしない。また、当該チームが所属するブロックについても棄権チーム数を減数する。

(特別表彰)

第9条 本連盟は、全日本還暦軟式野球選手権大会の5年毎の記念大会において、その都度、功労のあった者等を連盟表彰する。当該者は理事及び当該ブロック常任理事の推薦により幹事会において決定する。

- (1) 20年以上に亘り本連盟に登録され、各連盟の発展に功績を残された者
- (2) 本連盟の役員及び主催大会に尽力された功績者

(幹事会)

第10条 幹事会は、規約に定めのない事項並びに緊急を要する事態が生じた場合に開催し、議案を審議し、事態の收拾を図るものとする。また、この場合は理事会に報告する。

2 幹事会は、会長、副会長、理事長、事務局長、総務理事をもって構成する。

(日当・旅費)

第11条 本連盟旅費規程に定めるほか、関係外郭団体等の行事に出席する場合には、それらに要する旅費を支給する。また、本連盟の役員に在って、会長の招集する会議並びに主催大会に参加する場合には、旅費及び日当を支給するものとし、支給する金額の基準は次の通りとする。

- (1) 旅費交通費は、1,000円単位で実費を支給する。(1,000円未満切り上げ)
- (2) 日当は、一日当たり5,000円とする。

附記 本細則は平成3年2月10日より施行する。

一部改正

平成7年3月12日、平成9年2月25日、平成12年3月6日、平成24年3月7日、
平成27年3月3日、令和6年9月11日、令和7年3月4日、